

## **[事案 28-95] 契約内容等変更請求**

・平成 28 年 10 月 28 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

募集人の説明が誤りだったこと等を理由として、契約内容の遡及変更および保険料自動振替貸付金の返還を求めて申立のあったもの

### **<申立人の主張>**

平成 5 年 5 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約時の死亡保険金額のまま払済保険に変更するとともに、保険料自動振替貸付制度による立替金を返還してほしい。

- (1) 募集人は、本件契約の契約時に、保険料の払込みは 80 歳までで終了すること、保障内容が最も有利な保険であること、相続対策として有効であること、高配当であること等を説明していたが、事実と反していた。
- (2) 高額な契約であるにも関わらず、契約時の立会いは募集人 1 名のみであり、募集人自らが申込書への署名押印を行うなど、対応が不適切だった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約の内容は設計書や保険証券等に明記されており、本件は法人契約であって相応の注意を払って契約申込みに及ぶのが通常であるから、契約内容の誤認は考えにくい。
- (2) 払済変更前の保険金額を維持したままでの払済保険への変更は、保険数理上あり得ない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど募集時の状況を把握するため、申立人代表取締役に対して事情聴取を行った。

なお、募集人の事情聴取は、所在不明のために実施できなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が保障内容を誤認して本件契約をしたとして、本件契約の無効を認めることはできないこと、その結果、保険料の返還を認めることはできないこと、契約当時の死亡保険金額を維持したままでの払済保険への変更請求は認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。